

## 古河市教育委員会交際費の公表に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、教育行政の円滑な推進を図るため、教育に関する団体又は個人との交際に必要な経費（以下「交際費」という。）の支出に係る情報の公表に関し、必要な事項を定める。

### (公表の内容)

第2条 教育委員会交際費は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出日
- (2) 支出項目
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

2 前項の規定にかかわらず、病気見舞い等交際相手方に特段の配慮が必要と認められる個人名等は公表しないものとする。

### (支出項目)

第3条 前第1項第2号に規定する支出項目は、支出の内容により次のとおり分類する。

支出項目	支出の内容
祝 金	祝賀会等各種行事のお祝いに係る経費。但し、市が補助を行っている団体等へは、原則として支出しない。
会 費	会費を必要とするもの、又は飲食を伴う懇親会等の参加に係る経費
弔 慰	葬儀又は法要における香典に係る経費、附表による。
見 舞	災害等に関する義援等に係る経費、附表による。
協 賛	教育活動の趣旨及び目的から公益性が特に認められたもの
渉 外	先進地視察等教育行政の運営上必要と認めた場合の土産代

(公表の時期)

第4条 教育委員会交際費の公表は、毎月行うものとする。ただし、当月分の交際費は翌月の15日までに公表するものとする。

(公表の方法)

第5条 教育委員会交際費の公表は、支出日、項目、支出内容及び支出金額を次の方法で行うものとする。

(1)古河市ホームページの掲載

(2)教育委員会教育総務主管課の窓口において閲覧

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に支出する交際費から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行し、同日以後に支出する交際費から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行し、同日以後に支出する交際費から適用する。

附表

教育委員会委員	本人	見舞	10,000円	
		弔慰	10,000円	
	親族	弔慰	5,000円	
教育委員会に係る非常勤特別職の職員	本人	見舞	5,000円	教育委員会が委嘱した者で教育長が必要と認めるもの
		弔慰	5,000円	
近隣市町村の教育長	本人	見舞	5,000円	
		弔慰	5,000円又は近隣市町村との均衡に配慮した額	
小中学校の児童生徒	本人	見舞	5,000円	教育長が必要と認めるもの
		弔慰	5,000円	
その他、教育行政に功績があり、教育長が必要と認める者	本人	弔慰	社会通念上相当と認められる額	

備考

- 1 教育委員会職員及び市立学校教職員に関しては、市長部局に準ずるものとし、香典は行わない。
- 2 弔慰は、香典のみとし供花は行わない。
- 3 市長部局と重複する場合は、原則として支出しない。
- 4 小中学校の児童生徒で教育長が必要と認めるものとは、学校管理下の事故等、教育委員会にその責任があると想定されるものとする。